

港北区大曽根地区 地域公共交通導入に係る運行事業者募集要領

チーム大曽根シャトル

1. 運行事業者募集の目的

港北区大曽根地区において、「横浜市みんなのおでかけ交通事業」に基づき、地域公共交通の導入に向けた実証運行を実施するにあたり、運行事業者を募集します。

本要領は、運行事業者の選定にあたり、価格のみならず、提案書の内容等を総合的に評価し、最も適切な事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 実証運行の趣旨

チーム大曽根シャトルでは、「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を活用し、横浜市とともに実施した「日常の移動に関するアンケート調査」の結果等を踏まえて運行計画案を取りまとめました。今後は、この案に基づき、チーム大曽根シャトルが選定した運行事業者及び横浜市と協力しながら運行計画を検討・作成し、それぞれの役割のもと連携して実証運行を実施する予定です。

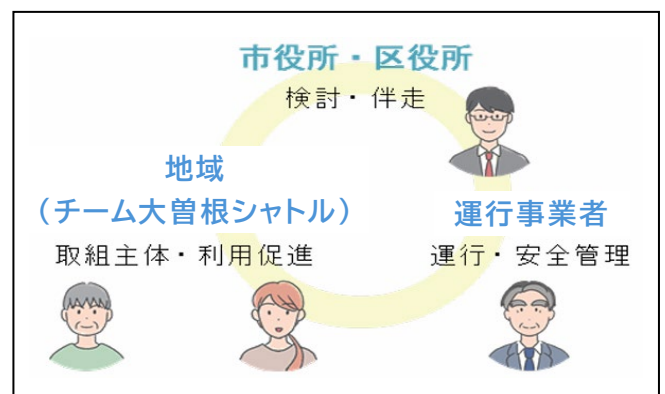


図1 関係者役割イメージ

3. 対象地域

対象地域（図2の赤い線で囲まれた範囲）は、港北区大曽根台、大曽根二丁目、大曽根三丁目の区域で、東急東横線の大倉山駅と綱島駅の間に位置しています。

人口は、約 5,500 人であり、高齢化率は約 23.5%となっています。

駅周辺及び大曽根二丁目、三丁目は平坦な土地ですが、大曽根台は急峻な地形で駅との高低差が約 30mあります。また、鶴見川、大倉山、東急東横線高架に囲われており、地区内の道路幅員は約 3 m 以上 4 m 未満のものも多く占めています。

そのため、対象地域内を走るバス路線がなく、買物や通院などの交通手段は、徒歩や自転車がが多く、高齢者を中心に移動に課題を抱えている状況です。

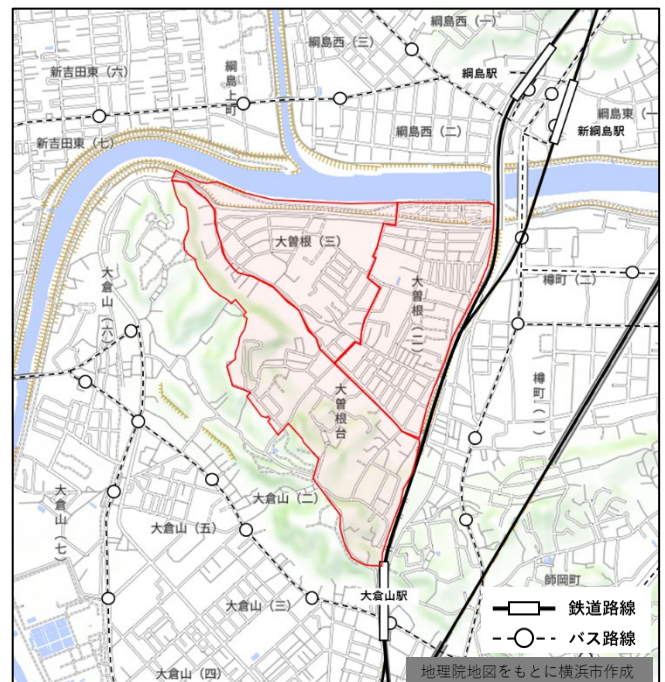


図2 対象地域

4. 運行計画案の概要

- ・運行形態：路線定期運行（路線新設）
- ・運行期間：実証運行2年間（運行状況により1年延長）
- ・運行区間：綱島駅周辺～港北区大曽根地区～クリエイト大曽根店（綱島ルート）
港北区役所裏～港北区大曽根地区～ライフ大倉山店（大倉山ルート）
※運行ルート案については、【別紙1】参照。最終的な運行ルートについては、チーム大曽根シャトル・運行事業者・横浜市の三者で協議を行い、検討・作成します。
- ・運行車両：ミニバン型小型車両（乗員1名＋乗客6名程度） 1台
- ・運行日：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）
- ・運行時間帯：午前9時台～午後5時台
- ・運賃：大人300～400円、小児150～200円

5. 運行事業者の役割

- ・チーム大曽根シャトル及び横浜市とともに、運行計画の検討・作成業務
 - ・当該地域公共交通の運行業務
 - ・運行に係る法手続き（道路運送法第21条の許可など）等
 - ・運賃徴収業務
 - ・運行車両の確保及び整備点検業務
 - ・運賃収入や利用者数などの報告業務
 - ・停留所の設置及び維持管理業務
 - ・緊急時の対応及び報告業務
- ※なお、運行開始に先立ち、運行計画の内容等について横浜市地域公共交通会議に附議するとともに、チーム大曽根シャトル、運行事業者、横浜市の三者で運行実施に係る協定書を締結し、それぞれの役割等を定めるものとします。

6. 横浜市支援制度（補助金）について

本実証運行に係る運行経費等については、「横浜市地域公共交通導入支援補助金の交付等に関する要綱」に基づき、チーム大曽根シャトルが横浜市に補助金の交付申請を行う予定です。

詳細は別紙2をご参照ください。

7. 参加資格

- ・道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の許可を受けていること。または、許可を受ける予定であること。
- ・道路運送法第40条の処分期間中ではないこと。
- ・会社更生法(昭和14年法律第154号)第17条に基づく更生手続き開始の申立てをしている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続き開始の申立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に該当しない者。
- ・組織の代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないもの。

8. 参加申込書等の提出について

本運行事業者募集に参加を希望される場合は、下記書類を提出してください。

(1) 提出書類（各1部）

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 提案書（様式2）

(2) 提出期限

- ア 参加申込書（様式1） 令和8年5月1日（金） 17時まで
- イ 提案書（様式2） 令和8年5月15日（金） 17時まで

(3) 提出先 横浜市道路・交通政策局地域交通推進課

（本要領の最終頁枠内、書類提出先・問合せ先を参照）

(4) 提出方法 電子メール、郵送（必着）、持参

※郵送の場合は、提出期限までに到着するように発送してください。

※普通郵便または電子メールの場合は、電話にて到達確認を行ってください。

9. 提案書の内容について

(1) 会社概要

- ・会社名、代表者名、本社所在地、資本金、従業員数
- ・所有車両
- ・参加資格要件

(2) 運行計画の提案（必須提案事項）

「4. 運行計画案の概要」を踏まえ、本格運行時における横浜市からの運行経費に対する支援（運行期間1年あたり運行経費の50%に該当する金額かつ600万円を上限）を受けることを前提として、下記の項目についてご提案ください。

- ・運行に係る概算経費（円/日）（人件費・燃料費・車両費・修繕費・諸経費）
- ・運賃収入
- ・運賃設定
- ・本格運行時想定利用者数
- ・運行日及び運行便数
- ・使用車両（乗車定員）

(3) その他自社PR等

以下の観点より、ご提案やご意見等があればご自由にご記入ください。

- ・運行管理体制（運行管理者・整備管理者・運転士の配置（緊急時対応）・苦情対応）
- ・地域公共交通の運行実績
- ・安全対策（教育・点検・事故等緊急時対応・保険体制など）
- ・ISOの認証取得状況
- ・時刻表案・運行計画案（実行可能な範囲で作成）
- ・提案上の工夫（燃費・効率化・利用者対応等）
- ・環境面への配慮
- ・本実証運行への意気込み、地域への思い
- ・高齢者障がい者等への配慮
- ・地域協力体制（地元採用・地域連携・利用促進活動）
- ・実施にあたっての条件 など

10. 運行事業者の選定から実証運行開始までのスケジュール（予定）

運行計画の作成	令和8年5～6月頃
横浜市地域公共交通会議への附議	令和8年6月頃
運行実施に係る協定書締結	令和8年7月頃
実証運行開始	令和8年9月頃（最大3年間、その後、本格運行）

11. 留意事項

- ・ 運行事業者の選定にあたり、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。
- ・ 「横浜市みんなのおでかけ交通事業」の支援内容を確認のうえ、ご提案ください。
- ・ 最大3年間の実証運行を踏まえ、本格運行に移行する場合も、今回選定された運行事業者が事業を継続する前提でご提案ください。
- ・ 本募集に関する書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- ・ 提出された書類については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。
- ・ 本募集は、運行事業者を選定するために実施するものであり、提案書に記載された運行計画等の内容が、そのまま反映されるものではありません。運行計画（ルート・時刻・運賃・便数等）は、運行事業者の選定後に、チーム大曾根シャトル、運行事業者、横浜市の三者で協議の上作成し、横浜市地域公共交通会議への付議等を経て確定します。
- ・ 受理後の提出書類の返還は行いません。
- ・ 選定経過及び結果に対する異議申し立て、問合せ等には一切応じません。

12. 選定方法

（1）選定方法

チーム大曾根シャトルが、（2）に示す評価視点に基づき運行事業者1者を選定いたします。ただし、審査の結果、該当者なしと判断する場合があります。

また、選定に係る会議は非公開とします。

なお、書面による評価を基本としますが、必要に応じて提案者へのヒアリングを実施する場合があります。

（2）評価視点

以下の評価項目・視点に基づき、提案書の内容を総合的に評価します。

評価項目	評価視点	配点
事業者の信頼性、適格性	事業遂行能力（会社概要・法令遵守・安全対策等）	30点
運行計画の実現可能性、妥当性	収支・経費の妥当性、運行条件の具体性と整合性	30点
独自性・工夫、環境への配慮	独自提案・創意工夫、燃費・地域連携等の工夫、時刻表・運行計画の工夫、環境配慮等	20点
地域貢献・協力姿勢	地元採用・地域連携、利用促進活動、地域への思い・運行への意欲、地域課題への理解	20点
合計		100点

(3) 選定結果の通知

提案者に対して、令和8年5月下旬に選定結果を個別に書面にて通知します。

(4) 事業者の決定

審査結果第1位の事業者をチーム大曾根シャトル及び横浜市との協定締結候補者とします。辞退等の理由により協定が締結できない場合は、次順位者を協定締結候補者とします。

なお、協定の締結をもって、当該候補者を運行事業者として正式に決定するものとします。

13. 協定締結

(1) 協定の締結

チーム大曾根シャトルは運行計画案や提出された提案書等を基に、協定締結候補者及び横浜市と協議を行い、運行計画を確定させた上で、運行业務の実施に係る協定を締結するものとします。

ただし、協定締結候補者が協定締結までの間に参加資格要件またはその他の応募条件に抵触した場合、又は協定内容に関する協議が整わなかった場合には、次順位者を協定締結候補者として取り扱うことがあります。

(2) 協定の内容

協定には、下記の事項等を定める予定です。なお、条項や内容については、チーム大曾根シャトル・協定締結候補者・横浜市の三者による協議により定めます。

ア 実証運行の内容

イ 役割（運行事業者の役割は「5. 運行事業者の役割」を参照）

ウ その他

14. 参加申込がない場合の取扱

参加申込がない場合は、本募集は中止します。

書類提出先・問合せ先

横浜市道路・交通政策局地域交通推進課 担当 小林、星野
〒231-0005

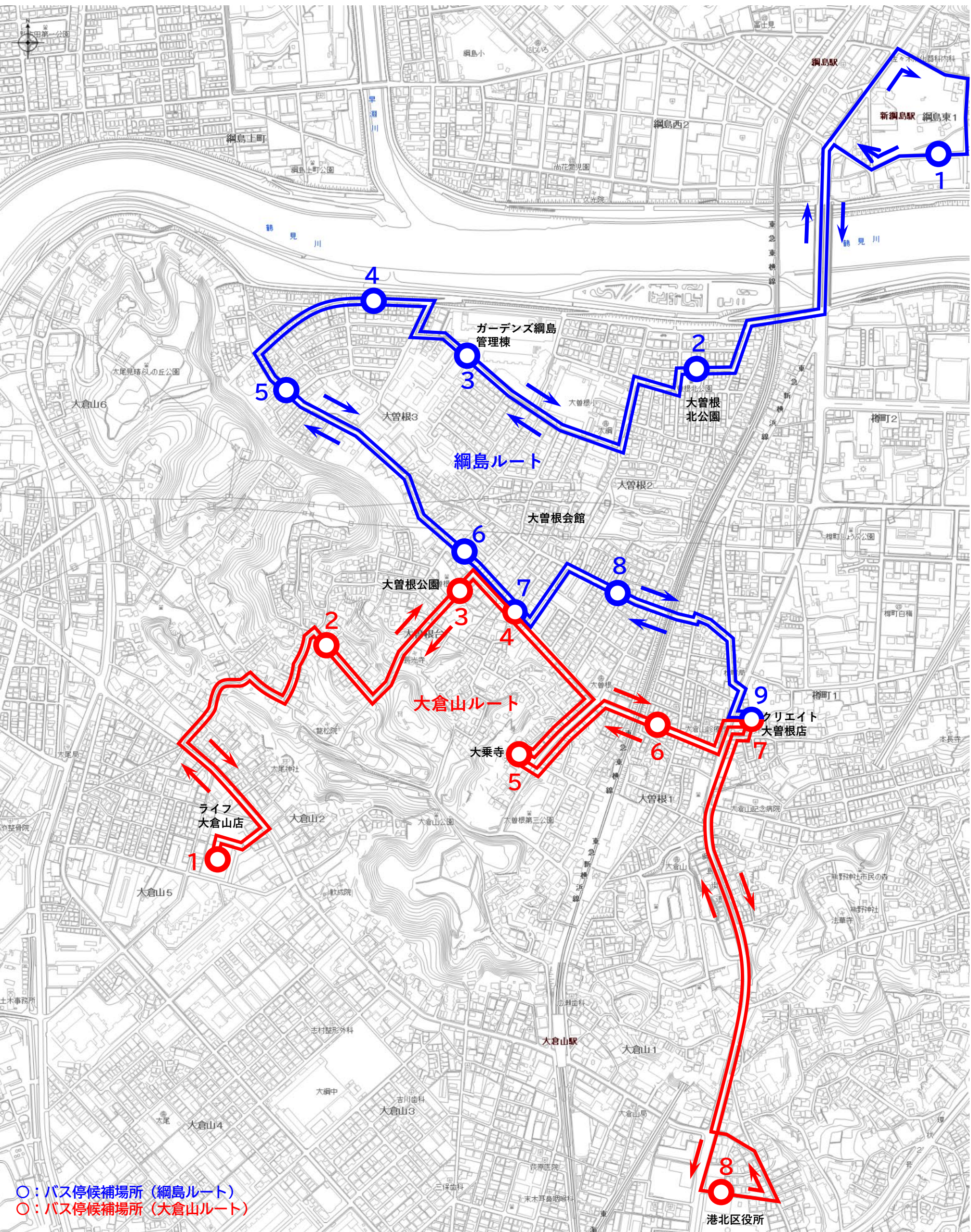
横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎29階）

TEL：045-671-3800 FAX：045-663-3415

Mail：do-chikikotsu@city.yokohama.lg.jp

※本募集は、チーム大曾根シャトルが実施するものです。

横浜市は、地域公共交通の導入に関する地域交通活動団体への支援として、本要領の市ウェブサイトへの掲載、交通事業者への周知、提案書類の受付等の事務を行っています。なお、横浜市の補助金は、横浜市会において予算の議決が必要です。



別表（第5条、第7条、第26条）

運行形態：路線定期運行（路線新設）【支援I型】

<補助対象>

1 区域	
<p>横浜市域内において運行区間に公共交通圏域外が含まれている（公共交通圏域外の中に停留所又はフリー乗降区間がある）地区</p> <p>（横浜市地域交通サポート事業で新規路線として本格運行した地区については、路線が廃止されることで公共交通圏域外が生じる地区）</p>	
2 補助対象者	
<p>補助対象者は次のいずれかの団体とする</p> <p>(1) 次に定める要件を満たしている地域交通活動団体</p> <p>横浜市地域まちづくり推進条例第8条による地域まちづくりグループの登録又は同条例第9条による地域まちづくり組織の認定があること。</p> <p>(2) 次に定める要件をすべて満たしている協議会</p> <p>ア 公共交通圏域外の移動課題解決に資する持続可能な企画（運行計画、資金計画等）を立案していること。</p> <p>イ 協議会構成員を統括できる民間事業者が代表であること（ただし、協議会構成員間で合意が得られればこの限りではない）。</p> <p>ウ 民間事業提案窓口に提案した民間事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p>エ 運行事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p>オ 当該区域に含まれるすべての自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との調整を踏まえ、自治会・町内会長、連合自治会・町内会長又は自治会・町内会長若しくは連合自治会・町内会長から推薦された者が含まれていることを書面で確認できること。ただし、実証運行時は自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との合意があればよいものとする。</p>	
3 補助対象経費	
内容	補助限度額及び支援対象期間等
<p>(1) 運賃収入等が運行経費を下回った場合、運賃収入等と運行経費の差額の補填（以下「差額補填」という。）</p> <p>差額補填は、運賃収入等と運行経費（実証運行に先立って走行実験や習熟運転を行う場合に生じた経費を含む）の差額について行う。</p> <p>なお、運行経費は、横浜市内における一般乗用旅客自動車運送事業の時間制運賃の範囲内で、運行事業者が提示する金額とする。ただし、1便あたりの平均乗車人数の見込みが10名を超過する場合において、乗車定員10名を超える車両</p>	<p>・実証運行時及び本格運行時を支援の対象とする。</p> <p><本格運行時></p> <p>・補助限度額は、1地区あたり補助対象とする運行期間1年あたり運行経費の50%に該当する金額かつ600万円を上限とする。ただし、本格運行を開始してから、初めて収支率が50%を下回った事業年度については、補助限度額に関わらず運賃収入等と運行経費の差額について市が差</p>

<p>を使用する場合は、横浜市内における一般貸切旅客自動車運送事業の時間・キロ併用制運賃の基準額に1.08を乗じた金額の範囲内で、運行事業者が提示する金額とする。また、1時間あたりの単価は運行期間中に原則として変更しない。なお、運行計画を見直した場合や時間制運賃又は時間・キロ併用制運賃の改正等により変更することがやむを得ないと市長が認める場合はこの限りではない。</p>	<p>額補填を行うことができる。</p>
<p>(2) 車両の購入に係る費用、車両の減価償却費、自社車両の車両指定に係る費用又は運行用車両を賃借した場合の当該賃借した相手に対して支出する当該賃借に係る費用及び付属設備の設置に係る費用（以下「車両費等」という。）</p> <p>※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり1台までとし、ワゴン型車両は上限600万円、小型バスは上限1,800万円とする。 ・ 取得した車両を第26条の規定により目的外使用する場合は、省令に定める耐用年数期間が経過するまで、毎事業年度、次式により算定される額を運行事業者に納付させることとする。 $\text{補助金額} \times (1 \div \text{耐用年数}) \times \{1 - (\text{実働走行距離} \div \text{総走行距離})\}$ <p>総走行距離：当該事業年度の走行距離の総計 実働走行距離：総走行距離のうち、本事業の運行に係る走行距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象期間は、実証運行時を基本とするが、運行開始前及び運行終了後に必要となる事前準備や架装撤去等に要する期間、運行継続条件の達成可否を確認するための期間も支援対象期間とする。 <p>また、本格運行時は車両費等の補助を対象外とするが、(1)による差額補填の補助額を算出する際に、運行経費に車両費等を加えることができる。</p>
<p>(3) バス停留所設置等に係る費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり上限100万円とする。 ・ 支援対象期間は、実証運行時及び本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となるバス停留所の設置及び撤去に要す

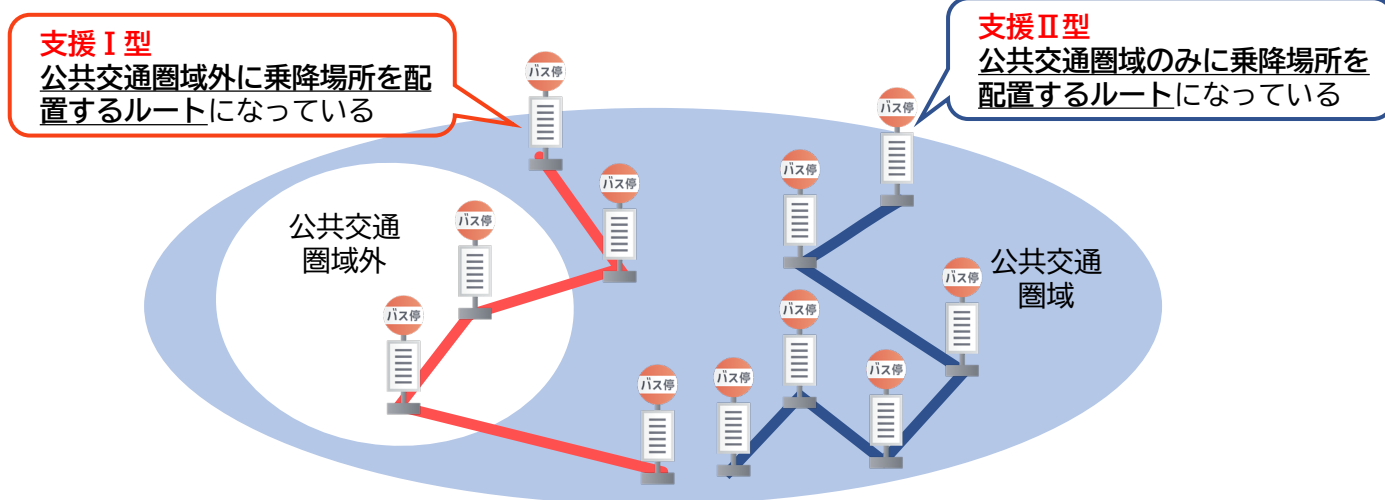
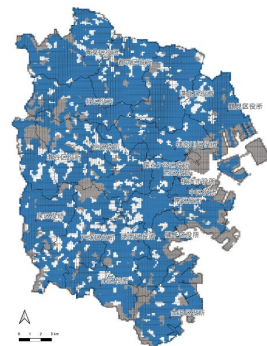
	る期間とする。
<p>(4) 車両改装等に係る費用</p> <p>※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり上限 50 万円とする。 ・ 支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる車両改装に要する期間とする。
<p>(5) 利用促進に係る費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり 1 事業年度の上限額は以下のとおり算出する。 <p>【算出式】</p> <p>利用促進費用 = 対象世帯数[※] × 100 円</p> <p>※対象世帯数：設置するバス停留所から半径 300m の範囲に含まれる世帯数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる利用促進、周知・啓発等に要する期間とする。
<p>(6) その他市長が特に必要と認める経費</p>	

支援内容（今回の交通は支援Ⅰ型です。）

◆ 導入支援の対象地域・補助の分類（路線定期運行の場合）

横浜市内全域を対象としますが、取組地区に公共交通圏域外が含まれるか否かによって、補助内容が異なります。

<p style="text-align: center;">支援Ⅰ型</p> <p>取組地区に公共交通圏域外（白地）が含まれる場合</p>	<p style="text-align: center;">支援Ⅱ型</p> <p>取組地区に公共交通圏域外（白地）が含まれない場合</p>
<p style="text-align: center;">＜導入・継続支援＞</p> <p style="text-align: center;">実証運行、本格運行の運行経費に対する補助</p>	<p style="text-align: center;">＜導入支援のみ＞</p> <p style="text-align: center;">実証運行の運行経費に対する補助</p>



◆ 運行継続条件（路線定期運行の場合）

補助を継続していくためには、以下に定めた収支率を上回ることが条件となります。実証運行中は、条件を2年連続で達成できない場合は、運行を中止し、他の交通サービスへの転換も含めて調整をしていきます。

なお、収入には、運賃による収入の他に、地元企業による協賛金や、地域・交通事業者等による補填額も含めることができます。

		支援Ⅰ型	支援Ⅱ型
実証運行	1年目終了時点（12か月経過後）	収支率25% を上回っているか	収支率50% を上回っているか
	2年目終了時点（24か月経過後）	収支率35% を上回っているか	収支率75% を上回っているか
	3年目終了時点（36か月経過後）	収支率50% を上回っているか	収支率100% を上回っているか
本格運行	4年目以降（48か月経過後）	収支率50% を上回っているか	—

補助内容

1 路線定期運行

◆ 路線新設の場合

補助対象者	①地域まちづくりグループの登録等※ ¹ をしている地域交通活動団体 ②一定の要件を満たす協議会※ ²
区域	【支援Ⅰ型】運行区間に公共交通圏域外が含まれている 【支援Ⅱ型】運行区間に公共交通圏域外が含まれていない
補助対象経費	運賃収入等と運行経費の差額の補填 実証運行：上限なし（運行継続条件を達成している場合） 本格運行：運行経費の50%に該当する金額かつ600万円を上限（1年あたり）【支援Ⅰ型のみ】
	車両費 ワゴン型車両：上限600万円（1地区1台あたり） 小型バス：上限1,800万円（1地区1台あたり）
	バス停留所設置費 上限100万円（1地区あたり）
	車両改装費 上限50万円（1台あたり）
	利用促進費 100円×対象世帯数※ ³ （1地区1年あたり）